

最終報告書とりまとめのための議事進行に対する疑問  
審議に基づかない報告書は「報告書」と言えるのか

平成16年7月11日 島園 進

(1) 第4「制度的枠組み」については、ほとんど討議を行っていない。第37回(7月7日)に数十分、討議したにとどまる。井村会長の下でも議論は少ない。しかも、井村会長がまとめた中間報告書の該当箇所と、今回のものは大きく異なっている。議論をしなかったことを調査会の審議結果として報告とするのは妥当ではない。

(2) 7月7日に討議されたのは、法律とするのかガイドラインとするのかということが主であり、それ以外のことはほとんど議されなかった。第4「制度的枠組み」の多くの箇所は事務局からの説明を受けたところ以上に議事は進んでいない。第4の部分の記述は、法律とするのかガイドラインとするのかについての討議の結果をまとめるべきである。

(3) 6月23日の「採決」の際に示された薬師寺メモ(人クローン胚の作成・利用に関する暫定的結論の提案)に記された「枠組みの整備」については、ほとんど何も議論されておらず、どのように具体化されるかについて疑問が提示されたにすぎない。それに対して、「最終報告書素案 7月13日版」では、「科学的検証を行うための体制」と記されているが、これは審議を反映していない。また、「科学的検証」が主な問題だという考えは、この間の審議で克服されている。

(4) 総合科学技術会議で行う「科学的検証」とは何か。どのような体制で何を行うのかについて、何も書かれていない。これはすでに鷲田委員より疑問が呈されたところであるが、答は得られていない。また、それと文部科学省、厚生労働省において行われるとされる検討との関係は何も議されていない。

(5) 「国の定める基準を満たす研究の審査体制を整備した生殖補助医療技術の専門家の団体については、その団体自らがこのガイドラインに基づく審査を行ない、定期的にその結果を国に報告し、必要に応じて国の指導を受けることを選択し得る枠組みを用意した上で、国は、こうした団体に属さない者に対する審査や、こうした団体が判断しかねる案件の審査に対象を絞って集中的に対応すべきである。」(最終報告書素案、7月13日版)この箇所については1度も議論をしていない。重要な問題だが、それは日本産科婦人科学会関係者の要望を記したにすぎないものであり、とても国民の納得を得られるものではない。

(6) 薬師寺会長自身、十分な議論はできなかつたと述べている。また、7月7日版を修正して出されるものは、一度は「会長案」ではないとしている。では、7月13日版として送られてきたものはどういう資格の文書なのか。事務局案(統括官・参事官案)なのか。「会長案」であるのであれば、その内容について説明し、ある立場をとった理由を明らかにし、審議を行うべきである。審議をしない会長案を強引に通そうとすることはこの調査

会の権限の否定であり、審議の意義を否定するものである。

議事記録資料（第37回生命倫理専門調査会議事録の関連箇所）

（1）【冒頭部分】

（薬師寺会長）これから37回の生命倫理専門調査会を開催いたしますけれども、先生方お忙しいところ大変ご苦労さまでございます。きょうが7月7日でございます、13日にもう一回行うということで、できれば今回で大体の議論をできれば終えたいというふうに考えます。

（2）【残り30分】

（薬師寺会長）それでは、鷺田先生、どうぞ。あと30分しかございませんので、ちょっと時間を延長させていただいて、4章とむすびまでやらせていただいでよろしいでしょうか。/ それでは、よろしくをお願いします。

（鷺田委員）（前略） ちょっとついでによろしいですか。この問題は後ほど議論になる第4章の議論にもかかわってくるわけですし、ちょっと先取りになりますが、問題として同じですので、それはまず1つは11ページの最後のところですが、前回、黒田議員が言い残しておかれたんですが、要するにこういうクローン胚の作成・利用を行うことの認められる機関というのは、下から4行目ですが、研究能力や設備が十分整ったというもとの案ではなくて、さらに倫理的な検討を行う体制等が十分整った限定的な研究機関において実施されるべきである、このように変えるべきだとおっしゃって、今回の案でも採用されていると思うのです。

この黒田議員の精神にのっとれば、14ページのむすびの直前の段落でございますが、ここでこの段落の2行目で人クローン胚を用いた再生医療の実現に向けた研究を進める意義について、こうこう、こうこうあって、科学的検証を継続的に行う必要があるとあります。それで、そういう検討のための体制を整備しないとイケないという理屈になっておりますが、ここの表現で私が非常に引っかけますのは、意義というふうに、例えばこの意義のところは科学的な根拠であったら科学的な検証をすればいいと思うのですが、意義となった場合、先ほどの11ページでも意義については研究能力のみならず、倫理的検討を行う体制が整っている機関でしかできないというふうになされたのですから、ここで意義という限りは科学的及び倫理的検証を継続的に行う必要があるというふうにならないと整合的ではない。

そうすると、この検討のための体制というものに関しましても、これは単なる科学的な検証を行うだけではないし、いわば倫理的な判断といいますか、あるいは余り倫理的、倫理的というよりも、むしろそういう研究の目的が社会的に妥当であるかどうかということを引きちんと検討する、そういう体制でもなければならぬと思うのです。それが最終的に、それはどこですか、つまり生命倫理委員会とよく言われるもののこの位置づけというもの、つまり今私たちは生命倫理専門調査会として議論をしているわけですが、やがてこういうさまざまな制度的枠組みを倫理的な視点から検討する生命倫理委員会の位置づけをどうするかという大問題に最後つながっていくように思います。/ 以上です。

（薬師寺会長）わかりました。/ ありがとうございます。

（外山参事官）会長提案を踏まえてここに記載してございますのは、先ほどの黒田先生のご提案の倫理的体制というのは限定的な機関、そこにおける倫理的な体制のことを言っていて、それで14ページに6月23日の会長提案を踏まえて記載した科学的検証を継続的に行うというのは、あくまでこれは人クローン胚の研究のみならず、体性幹細胞であるとか、そういうことと比較しながら国家戦略的に進め、ヒケをこうやるということなんですか、今、鷺田先生がおっしゃった倫理面も含めて、全体のこの制度についてどうするかというようなことについては、き

よう舌足らずでございましたけれども、15ページのところで結びのところの下から4行目ぐらいのところ、ここに最新の科学的知見に基づいて見直しを行うことも必要であるというところで、ここは科学的知見しかこれはちょっと書き忘れたわけでございますけれども、ここの全体の見直しについては、**ここにも科学的知見だけでなく、社会的妥当性を含めたものとして書くべきだ**ということで、**会長から指示を受けていたんですけれども、これに書き忘れた**ということございまして、前回の会長提案におけるあくまで科学的検証を行っているところは、そこは要するに今回の議論になった科学的知見について、これから科学の日進月歩の進歩ということを考えれば、そこを十分議論する必要があるだろうというご指摘を踏まえてのこういった記載になっているということございまして、今、鷲田先生がおっしゃった倫理面を含めた総合的な検討というのは、また別途あるというふうに理解しております。

(薬師寺会長)当然、そういう整備の中でですね。

(鷲田委員)ただ、表現として、これ「意義」というのは「意義」では科学的、倫理的に対応していますので、ここは科学的な根拠とか合理的な根拠とか、何かそういうものに変えないとまずいかと。

### (3)【引き続いて】

(位田委員)第4章は、もうほとんど議論をされて書かれたかのような議論になっているんですが、そうではなくて、制度的枠組みは今まで、一切とは申しませんが、**井村先生の最後の方で、法律にするかガイドラインにするかという議論はしましたけれども、ここに書かれたようなことは、少なくともこういう文章では議論をしてきていないので、今から第4章を議論するのだと私は思っています。**

今の鷲田先生の「意義」という点については、今、外山参事官がご説明になったように、前の会長提案の中の暫定方針の「人クローン胚を用いた再生医療に向けた研究を進める意義について、科学的検証を続ける枠組みの整備」というのをとられたのだと思うので、それはそれで理由が立っていると思いますが、それだけでいいかどうかというのを我々は議論をしているわけで、私も多分これだけではだめだろうという立場に立っていますので、何らかの形で、やはり会長提案としてはこうかもしれない。けれども、制度的枠組みとしては、その意義について、科学的検証を続ける枠組みだけではなくて、やはり倫理的な問題もきちっと議論をするような枠組みは、この基本的枠組みの中に入れるべきだと思います。

(薬師寺会長)位田先生、私は科学的なあれは非常に重要だという、今までのご議論を踏まえて、それは物すごいそれから研究機関に関しましても、勝木先生がおっしゃったような、やはりある種の、きちんとモニターができるようなところでやる必要がある。それから倫理に関しましては、女性の保護なども含めて、全体もやはりフレームワークをどういうふうにクローンの研究

その中には恐らく倫理の面などもきちんと入ってくるので、そういうものを含めた、ですけれども具体的にはまだ、そういうものはどういうものかというのではなくて、私は3つのセットをきちんと整備するということを重要だというふうに申したのです。けれども、そうするとどういふふうに **ちょっともう時間がないものですので、どういふふうにまとめたらよろしいですか、第4章。**

(位田委員)よろしいですか。倫理という言葉自体が若干二義的で、私はここで議論している生命倫理というのは社会規範だと思っていますので、国がこういう方針で研究を認める、もしくは研究を禁止する、規制するという形、そういう意味での「倫理」という言葉遣いと、倫理的な観点から検討したらどうかという場合の「倫理」というのは、少し違うと思うのです。**科学的な検**

証も、僕は、実は倫理的な判断の一部に入ると思いますし、IRBがやる倫理的な判断というのも、やはり科学的な部分も含まれる。当然、その科学の中身を知らないと倫理的な判断だと、仮にそれを括弧つきの「倫理的」と言っても、倫理的な判断だってできないと思うのです。/だから、今、薬師寺会長がおっしゃったように、科学的な検証と、いわゆる倫理的な議論というのは、きちっと枠組みとしてつくらなければいけない。その辺が、この第4の制度的枠組みの中では余りはっきり見えてこないです。薬師寺会長の暫定方針は、クローン人間が生み出されることの事前防止等ということで、要するにクローン個体を禁止するための制度的枠組みを、単にクローン法だけではなくて、もっときっちりしないといけないというふうに理解をしています。/他方で「再生医療に向けた研究を進める意義についての科学的検証という枠組み」、これは書いてあるんですけども、それでは倫理的な、もしくは全部を通してクローン胚を研究することについての、科学的及び倫理的な枠組みという点については、余りちゃんとした方向性は書いてないというふうに私は理解をしていて、それは文部科学省及び厚生労働省に投げていると。こういうことを定めなさいよというのは、確かに二、三カ所出てきますけれども、それをどういう根拠に基づいて、どういう方向で制度をつくれというのかというのが、この第4章を見ただけでは余りはっきりしないと思っています。

(4)【末尾部分】(多くの委員が席を立っており、質問するのがはばかられる状況だった。)

(薬師寺会長)もう時間も超過しておりますので、ここの第4章の制度的枠組みは、私は第3章を中心に整備という案を出しました。それで、具体的にそれを法律の基本法みたいなものか、あるいはガイドラインなのか、あるいはそういうような問題に関しまして、**十分やはりご議論の時間がなかった**ということは認めたいと思います。

ただもう時間がございません。それで、そういう点ばかり言って逃げるつもりはありませんけれども、**会長としてやはり、すごく責任を感じております**、その点に関しまして。

それで、こういうふうにしたらいかがでしょうか。制度論の話は非常に重要でございますので、それぞれに全部関係しておりますので、それぞれの章にも制度の話は触れております。それで、方向性だけでは十分でないというお考えかわかりませんが、今までのご議論を我々少し検討させていただきまして、制度的枠組みをどういうふうになるかわかりませんが、案を出させていただきます。それに対して、反対の場合には少数意見の中に、制度的な枠組みに関して、いろいろご議論を触れていただくしか時間的には解決策がないと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。何かそういう事務局、それではなかなか難しいですか。

(外山参事官)会長、確認ですけれども、今回のこれではなくて、別にまた会長案を出すという話ですか。

(薬師寺会長)いえいえ。もう会長案は勘弁していただきたいのですけれども、今のご議論の中に、いろいろな考えが出ました。そういう案が、どれを採用するかは私どもに検討させていただいて、**私が案を出すわけではなくて**、それに対して先生方に、これ全体修正した部分をお返しします。お返ししますというか、お送りいたします、きょうのやつ。(中略)

今ご議論で法律を、きちんと基本法を出すべきだという言い方も、恐らく可能性としてはできるとは思いますけれども、ただそれをすることによって、いろいろな問題も多分起こる。そうした場合には、一応会長案としてお出しするのは、あるいは例えば法律で決める基本法じゃないという考えを出すかもわかりません。